

共通善

”common good“

菊池理夫（政治理論）
KIKUCHI, Masao (Political Theory)

「共通善」は西洋の政治哲学や実践において古代から現在まで重要な概念であるが、日本では政治学の辞典に項目すらないほど、論じられることは少ない。たしかに近代以後、政治思想で主流派となった自由主義や功利主義は、「共通善」を否定するか、重視しない傾向がある。しかし、近代以降でも共和主義やカトリック教の伝統のなかでは「共通善」は重視され、とりわけアメリカでは現在でも実際の政治に関して使われている。

ところが、日本の戦後の社会科学・哲学において、西洋近代以後の個人の自由や社会の進歩を強調する「近代主義」が主流となり、古代や中世から続く西洋の「共通善」が軽視され、無視される傾向が続いている。マイケル・サンデルは「ハーバード白熱教室」(NHKE テレ)でよく知られているが、そのもとになった著作(サンデル 2010)の第 10 章で正義に対する共通善の優位を論じている。それにもかかわらず、彼のいう「共通善の政治学」は、専門家も論じることがなく、一般にも理解されることはない。

サンデルは、自らの政治的立場であるコミュニタリアニズムをアリストテレス哲学に基づく「共通善の政治学」と呼び、1980 年代にアメリカの政治哲学の主流であったリベラリズム（自由主義）やリバタリアニズム（自由尊重主義）を「正（権利）の政治学」と呼んで対立させた。英米の政治哲学や社会哲学における「リベラル・コミュニタリアン論争」の契機となった論稿(サンデル 1984)の副題「個人の権利は共通善を裏切らなければならないのか」が明確に示すように、現代コミュニタリアニズムとは簡単に言えば、個人の自由や権利を尊重しながらも、個人の「正=権利」(right) よりも、コミュニティの成員に共通する利益や価値である「(共通) 善」(good) を優位に置き、ともに追求していく政治哲学である。この「共通善」を正しく理解するために、西洋の古代・中世からの共通善の系譜をふまえ、近・現代の共通善の意味と意義を理解する必要がある。

西洋古代・中世における共通善

「共通善」の政治学・倫理学は、古代ギリシアのアリストテレスによって語られ、13世紀のトマス・アクィナスが発展させたものである。アリストテレスは、人間が共通の言語、共通の善悪の知識によって最高のコミュニティであるポリスを形成しているので、「人間は本来ポリス〔政治〕的動物である」と主張し、また善き政治は支配者の利益ではなく、「共通の利益」を追求すると指摘した。彼によれば、政治とは市民が共通の知識をもって共通の利益を追求する活動である。

アクィナスは、このようなアリストテレスのいう共通の知識や共通の利益などを一括して「共通善」と呼び、共通善は古代のポリス（都市国家）だけの善でなく、社会一般の善でもあるとした。とりわけ、アクィナスは、共通善が大衆に内在した「大衆の善」として、また「神」そのものもあるとして、精神的・宗教的な「共通善」を強調した。

このように「共通善」は、中世までは、すべての人間、とりわけ大衆に内在する「前提としての共通善」であり、また世俗的な個人が自己の利益を追求する「善」ではなく、物質的なものも含む精神的・宗教的な「共通の利益」を追求する「目的としての共通善」でもあった。いずれにしても、西洋では中世まで共通善は人間の政治的・社会的営みに不可欠なものであった。

近代以後の復興

しかし、共通善は、世俗化され、個人主義化されていく近代以降は重視されなくなつた。ただ近代以後も存続し、とりわけイギリスではアリストテレスを評価する19世紀のトマス・グリーンによって、フランスでは20世紀にトマス・アクィナスの哲学の復興を企てる新トマス主義のジャック・マリタンによって、共通善は重視されるようになる。

イギリスでは、古代から続く共和主義の伝統や、カトリックに近い英國教会の流れのなかに、共通善の政治学が近代以後も残っていた。グリーンの影響を受けた20世紀の福祉国家を肯定する「ニューリベラリズム」は、近代以後にも存在する「共通善の政治学」の伝統の復活である。

フランスでは、カトリックの伝統のなかで、20世紀の前半、アリストテレスとアクィナスの伝統を再評価するジャック・マリタンは、グリーンの「共通善の政治学・倫理学」と類似する政治哲学を主張した。現代のコミュニタリアニズムの「共通善の政治学」も基本的にはグリーンやマリタンと同様のものである。

グリーンとマリタンの共通善の新しい要素として、まず、近代の功利主義が説くような利己的な「人間」ではなく、「靈的存在」（グリーン）、「神の似姿」としての「人格」（マリタン）との表現にもあるように、宗教的な「人格」としての個人に共通して内在する「権

利」も共通善として主張されている。

彼らの共通善は歴史的に発展し、拡大していくものである。マリタンによれば、18世紀に「人間の権利」が自然法に加わったことは「偉大な業績」であるという。彼は共通善を列挙したなかに「権利と自由の感覚」をあげている。グリーンによれば、共通善は、最も原始的な社会にもあるが、アメリカでの黒人奴隸の解放や「法の前の平等」「自由な移動の権利」などがすべての人間に保証されたことを例にして「普遍的な人間同胞愛を唱える理論」にまで拡大している。

日本では開放的な「公共性」と閉鎖的な「共同性」を対立させて、共通善を否定的に理解することが多い。しかし、マリタンによれば「共通善」は「公共善」と根本的に異なり、「公共善」は上から命令する垂直的なものとして、「社会全体のための善」であるのに對し、「共通善」は横から議論しあう水平的なものとして、開放的で民主的なものである。

つまり、グリーンやマリタンの共通善はむしろ多元主義的であり、全体主義的なものではない。このことは、当時のドイツのナチズムやソ連の共産主義という全体主義に対抗することをカトリック教徒以外にも訴えた「共通善のために」という宣言がマリタンによって起草されたことによく示されているであろう。

現代の共通善の意味と意義

「共通善」という概念は、日本では現在でも訳語が定まっておらず、アメリカでも混乱・誤解されている場合が多い。例えば、ブレナン(2015)でも、”common good“は「共通善」と訳されてはいる。だが、その著者の立場は功利主義的・リバタリアン的であり、その主張も「個人主義的で集計的な共通善の構想」であって、ここで述べた「共通善」は異なる。これに対して、ライシュ(2024)のタイトルは原著どおり「コモン・グッド」と邦訳されているが、原著にはない「共益、公共善、良識」が副題としてつけられている。これはアメリカ大統領選のように有権者がアメリカ建国の父の「共通善」を見失い、個人の利益の追求からトランプに投票していることを批判した著作であり、ここで述べた意味での”common good“が使われている。ところが本文では”common good“は「共益」、「公共善」、「良識」と訳し分けられ、訳者たちは「共通善」という訳語に否定的なのか、一切使われていない。

しかし、アメリカでは「共通善」という言葉は、現在でも決して否定されるものではない。例えばオバマ大統領も就任演説で用いたように、まさに「大衆の善」として日常的な政治用語である。実は日本国憲法のもとになったGHQ草案では、第11条(現行憲法では第12条)に”common good“という言葉が使われていた。すなわち、「憲法が保障する自由と権利」は濫用してはならず、「常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」という個所の「公共の福祉」は”common good“という英語の現行訳である。日本国憲法

は英米の自由主義・個人主義に基づくものであるというのが通説である。だが、アメリカには個人の自由や権利は自分のためだけにあるのではなく、みんなのためにあるという「共通善」が政治の目的としてあることは間違いない。つまり、サンデルのいうように「個人の権利は共通善を裏切ってはならない」というコミュニタリアン的考えは一般的に存在していることになる。

参考文献

- アクィナス, トマス (2005) 『君主の統治について——謹んでキプロス王に捧げる』 柴田平三郎訳、岩波書店
- アリストテレス (2001) 『政治学』 山本光雄訳、岩波書店
- 稻垣良典 (1961) 『トマス・アクィナスの共通善思想——人格と社会』 有斐閣
- 菊池理夫 (2011) 『共通善の政治学——コミュニティをめぐる政治思想』 勁草書房
- グリーン, トマス (2022) 『倫理学序説』 矢嶋直規／久保田順二／寺中平治／米澤克夫訳、創文
- サンデル,マイケル (2009) 『リベラリズムと正義の限界』 第二版、菊池理夫訳、勁草書房
- サンデル,マイケル (2010) 『これからの「正義」の話をしよう——今を生き延びるための哲学』 鬼澤忍訳、早川書房
- マリタン, ジャック (1952) 『公共福祉論——人格と共通善』 大塚市助訳、エンデルレ書店
- ブレナン, ジェイソン (2015) 『投票の倫理学——ちゃんと投票するってどういうこと?』 玉手慎太郎・見崎史拓・柴田龍人・柏原清玄訳、勁草書房
- ライシュ, ロバート (2024) 『コモン・グッド——公益, 公共善, 良識』 雨宮寛／今井章子訳、東洋経済新聞社

関連 KW コミュニティ (community)、政治人 (political animal)